

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人日本プロサッカーリーグ	toto説明会共催経費(新人選 手説明会)	2,393,910		2016/3/1		公社	国所管
公益社団法人日本プロサッカーリーグ	toto説明会共催経費(審判員 説明会)	2,515,205		2016/3/1		公社	国所管
公益社団法人日本山岳ガイド協会	安全登山啓発配布物の印刷 費	1,000,000		2016/1/26		公社	国所管
公益社団法人日本山岳ガイド協会	安全登山啓発配布物の送料 等	400,000		2016/1/26		公社	国所管
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本	スポーツ振興くじ助成金	6,000,000		2015/11/26		公財	国所管
公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委 員会	RWCジャパンプレゼンテー ション事業拠出金	30,000,000		2016/2/29		公財	国所管
公益社団法人日本アドバタイザーズ協会	講習会参加経費	194,400		2015/10/30		公社	国所管
公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委 員会	スポーツ振興くじ助成金	288,000,000		2015/10/29,11/26, 12/24,2016/1/28, 2/25,3/29		公財	国所管

公益財団法人全日本なぎなた連盟	スポーツ振興基金助成金	1,185,000		2016/3/29		公財	国所管
公益財団法人日本オリンピック委員会	競技力向上事業助成金	232,420,000		2016/2/3,3/4		公財	国所管
公益財団法人日本ゲートボール連合	スポーツ振興基金助成金	4,519,000		2016/2/25		公財	国所管
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	競技力向上事業助成金	94,124,000		2016/3/4		公財	国所管
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	スポーツ振興くじ助成金	1,325,000		2015/12/24		公財	国所管
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	スポーツ振興基金助成金	510,000		2016/1/28		公財	国所管
公益財団法人日本水泳連盟	スポーツ振興基金助成金	9,500,000		2016/1/28		公財	国所管
公益財団法人日本体育協会	スポーツ振興くじ助成金	302,091,000		2015/12/24, 2016/3/29		公財	国所管
公益財団法人日本卓球協会	スポーツ振興くじ助成金	58,373,000		2016/3/29		公財	国所管
公益社団法人マナーキッズプロジェクト	スポーツ振興くじ助成金	1,000,000		2015/10/29		公社	国所管
公益社団法人少年軟式野球国際交流協会	スポーツ振興くじ助成金	1,107,000		2016/1/28		公社	国所管

公益社団法人日本エアロビック連盟	スポーツ振興基金助成金	2,537,000		2015/12/24		公社	国所管
公益社団法人日本カヌー連盟	スポーツ振興基金助成金	2,692,000		2016/3/29		公社	国所管
公益社団法人日本スカッシュ協会	スポーツ振興くじ助成金	744,000		2016/3/29		公社	国所管
公益社団法人日本スカッシュ協会	スポーツ振興基金助成金	1,934,000		2016/3/29		公社	国所管
公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会	スポーツ振興基金助成金	5,419,000		2016/3/29		公社	国所管
公益社団法人日本パワーリフティング協会	スポーツ振興くじ助成金	4,500,000		2015/10/29		公社	国所管
公益社団法人日本学生陸上競技連合	スポーツ振興基金助成金	5,000,000		2016/1/28		公社	国所管
公益社団法人日本武術太極拳連盟	スポーツ振興くじ助成金	3,237,000		2015/12/24		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。